

衆議院規則第五十六条の三の規定に基づき、別添のとおり、予備的調査要請書を提出する。

令和五年四月十三日

提出者（代表）

青柳 陽一郎



衆議院議長 細田 博之 殿

(提出者の続き)

安住 淳	阿部 知子	青山 大人	荒井 優	井坂 信彦
伊藤 俊輔	石川 香織	泉 健太	稻富 修二	梅谷 守
枝野 幸男	大河原まさこ	小川 淳也	小熊 慎司	小沢 一郎
神谷 裕	奥野総一郎	大西 健介	逢坂 誠二	岡田 克也
岡本あき子	落合 貴之	金子 恵美	鎌田さゆり	
源馬謙太郎	菅 直人	菊田真紀子	後藤 祐一	
近藤 和也	城井 崇	玄葉光一郎	坂本祐之輔	
重徳 和彦	小宮山泰子	神津たけし	佐藤 公治	
重徳 和彦	小山 展弘	白石 洋一	篠原 豪	
末次 精一	近藤 昭一	櫻井 周	篠原 孝	
末次 精一	鶴木 康介	堤 かなめ	鈴木 康介	
田嶋 要	田嶋 要	田嶋 要	田嶋 要	

手塚	仁雄	寺田	学	徳永	久志	中川	正春	中島	克仁
中谷	一馬	中村	喜四郎	長妻	昭	西村	智奈美	野田	佳彦
野間	健	馬場	雄基	原口	一博	伴野	豊	福田	昭夫
藤岡	隆雄	太	栄志	本庄	知史	馬淵	澄夫	牧	義夫
松原	仁	道下	大樹	緑川	貴士	森田	俊和	森山	浩行
谷田川	元	山岡	達丸	山岸	一生	山崎	誠	山田	勝彦
山井	和則	柚木	道義	湯原	俊二	吉川	元	吉田	統彦
吉田	はるみ	米山	隆一	笠	浩史	早稻田	ゆき	渡辺	周
渡辺	創								

(以上九十二名)

## 予備的調査要請書

### 一件名

国家公務員の再就職状況に関する予備的調査要請

### 二 予備的調査の目的

国家公務員の再就職については、再就職のあつせん等に対する国民からの厳しい批判を受け、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）においてあつせん規制等の規制が置かれている。

また、再就職の透明性の確保等の観点から、管理職職員であった者は、離職後二年間の再就職に関する情報を内閣総理大臣に届け出ることとされている。しかし、離職から二年を経過した後は、再就職の届出に関する規定はなく、その実態は明らかとなっていない。

今般、国土交通省の元事務次官により、民間企業の役員人事に関与している疑いを招きかねない発言があつたことが明らかとなつた。本事案を踏まえれば、長期にわたつて国家公務員の再就職の状況を把握しておくことは重要である。

そこで、各府省の代表的な管理職職員であつた者の再就職状況の実態について、国家公務員法が定める期間の経過後も継続的に把握し、今後の制度改正に向けての議論の材料とするため、予備的調査を行うこととする。

### 三 予備的調査の具体的内容

#### (1) 調査対象者

- 二〇一三年一月一日以降に、以下の官職を経験した職員のうち、再就職した者
  - ア 一般職（国家公務員法第二条に規定するもの）のうち、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項に規定する指定職俸給表六号俸、七号俸又は八号俸が適用されたもの
  - イ 特別職（国家公務員法第二条に規定するもの）のうち、防衛省の事務次官、防衛審議官又は防衛装備庁長官（防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第四条で示されたもの）

(2) 調査対象期間

二〇一三年一月一日から二〇一二年十二月三十一日まで

(3) 調査項目

調査対象者の氏名、離職時の官職、離職日、再就職先（調査対象期間中に行われた全ての再就職に係るもの。以下同じ。）の名称、再就職における地位、在職期間及び再就職先の業務内容

四 その他

本要請書は、内閣委員会に送付されたい。